⑹　Contact point for tender documentation : Toshimasa Yoshida, Senior Officer of Contracts Division, Contracts Division, Asahikawa Development and Construction Department, Hokkaido Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 4155―31, Miyamaedoorihigashi, Asahikawa, Hokkaido 078―8513, Japan TEL 0166―32―2451 ext. 3440

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年12月2日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局副局長　小野　憲司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第12号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大阪港北港南地区航路（－16m）浚渫工事（第三工区）（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　大阪市此花区夢洲東１丁目地先
⑷　工事内容　本工事は、大阪港北港南地区航路（－16m）の浚渫工及び土砂投入工を施工するものである。
浚渫工［浚渫　約180,000㎥（約33,000㎥）］１式、土砂投入工［土運船運搬　約33,000㎥、トレミー土砂投入　約33,000㎥］１式、安全管理１式、事業損失防止施設１式
⑸　工期　平成24年10月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　スパッド式グラブ浚渫船、土運船、砂撒船
⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、入札時に工事目的物の性能・機能の向上に関する事項及び社会的要請への対応に関する事項について、当局の想定する施工方法（以下、「標準案」という。）に対して技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　近畿地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　近畿地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上の者であること。なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、客観点数が850点以上の者であること。）。
⑷　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
㈠　単体有資格業者、共同企業体の代表者にあっては、グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で、次の①及び②の施工実績を有すること。ただし、①と②は別件工事でも可。
①　計画土量23,000㎥／件以上を施工した工事
②　計画水深－11m以深を施工した工事
㈡　共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、グラブ式浚渫船による航路、航路・泊地又は泊地における浚渫工事で、次の③及び④の施工実績を有すること。ただし、③と④は別件工事でも可。
③　浚渫土量12,000㎥／件以上を施工した工事
④　計画水深－5.5m以深を施工した工事
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格業者にあっては、配置予定技術者の資格及び上記⑷㈠①又は②の同種工事の元請けとしての経験を有すること。
㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、配置予定技術者の資格及び上記⑷㈡③又は④の同種工事の元請けとしての経験を有すること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
⑹　工事目的物の性能・機能の向上に関する項目及び社会的要請への対応に関する項目に係る技術提案に対しては、技術提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。）又は、標準案に基づく施工計画書が適正であること。
本工事に係る技術提案にあたっては、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書（以下「設計図書」という。）に示された技術提案の範囲に対して、標準案と異なる技術提案で施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出することとし、技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、標準案による施工計画書も併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画書を提出すること。
なお、技術提案書等は共同企業体又は単体有資格業者として、一提案を提出すること（各構成員毎に提出する必要はない。）。
⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。